

組合等土地区画整理事業交付金交付要綱

組合等土地区画整理事業交付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市は、公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るため、交付対象土地区画整理事業を行う土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する個人施行者及び第3条第2項に規定する土地区画整理組合及び第3条第3項に規定する区画整理会社並びに法第3条の2第1項及び第2項に規定する独立行政法人都市再生機構又は法第3条の3に規定する地方住宅供給公社（以下これらを「組合等」という。）に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2条 この要綱において「交付対象土地区画整理事業」とは、組合等が法第3条の4第1項の規定により都市計画事業として施行する土地区画整理事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「交付要綱」という。）第6の一のイの①に規定する道路事業の要件に該当する事業（当該事業と一体的に実施する場合にあっては、交付要綱第6の二に規定する事業を含む。）であること。
- (2) 交付要綱第8に基づき市が作成し国土交通大臣に提出する社会資本整備総合計画又は交付要綱第15の1により社会資本整備総合計画とみなされた地域活力基盤創造計画に記載された事業であること。

(交付対象経費)

第3条 前条第1項第1号の交付金の交付の対象となる経費は、土地区画整理補助事業の執行について（平成15年5月27日国都市第67号）別紙第2「組合等区画整理補助事業実施要領」第7に定める補助対象の範囲に準ずるものとする。

- 2 交付金の額は、土地区画整理事業の実施細目の改定について（平成15年6月10日付け国都市第85号国土交通省都市・地方整備局市街地整備課長通知）別紙第2組合等区画整理補助事業実施細目第4に定める実施計画の承認を受けた基本事業費を限度とし、交付率は、10分の10とする。

(交付額)

第4条 交付額は、次の各号により積算した事業費の額とする。

- (1) 地方道路整備臨時交付金については、交付金対象事業を用地買収方式により実施することとして積算した事業費の額とする。ただし、当該土地区画整理事業の総事業費から次に掲げるものを控除した額を限度とする。

イ 保留地処分金

ロ 補助金

ハ 公共施設管理者負担金、JR負担金その他これらに類するもの。

- (2) まちづくり交付金については、まちづくり交付金交付要綱（平成16年4月14日国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号）第5の規定により積算した事業費の額を限度とする。

(交付の申請等)

第5条 規則第3条の規定により、交付金の交付申請をしようとするときは、市長が定める期日までに交付金交付申請書（様式第1号）に市長が定める書類を添付し正副二部を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の内容の変更、又は交付対象事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 交付対象事業が完了した場合において、機械器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、市長の承認を得て当該交付対象事業の完了後これと同種の他の事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格の全額を返還すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、交付金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書等)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、交付金による事業変更承認申請書（様式第3号）、又は交付金の中止（廃止）承認申請書（様式第4号）正副二部を市長に提出しなければならない。

- 2 交付金による事業者（以下「事業者」という。）は、交付対象事業が交付決定通知書に付された期日までに完了しない場合においては、速やかに交付金による事業完了予定期日変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による状況報告は、状況報告書（様式第6号）により毎会計年度7月、9月、12月、2月の末日現在で作成したものを翌月の5日までに、さらに9月、12月においては当該月末の見込みを当該月の8日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条 規則第12条に規定する実績報告をしようとするときは、市長が定める期日までに実績報告書（様式第7号）正副二部に残存物件調書その他参考となる書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 事業者は、交付対象事業が翌年度にわたるときは、市長が定める期日までに年度終了実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第11条 規則第13号の規定による通知は、交付金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第16条の規定により交付金の交付の請求をしようとするときは、交付金交付請求書（様式第9号）正副二部を市長に提出しなければならない。

（概算払いの請求）

第13条 規則第16条第2項により、交付金の概算払いを受けようとするときは、交付金概算払交付金一括（分割）事前交付請求書（様式第10号）正副二部を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第14条 規則第17条第3項において準用する第7条の規定による通知は、交付金交付決定取消書（様式第11号）によるものとする。

（返還命令）

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、交付金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（委任）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

年度 交付金交付申請書

(宛先) 千葉市長

千葉市 区 町 番地
千葉市 土地区画整理組合
理事長 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度 交付金による事業について、 交付金の交付を受けたいので千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 事業の名称
2. 事業の目的及び内容
3. 事業の完了の予定期日及び実施計画
4. 交付申請額
5. 交付申請額の算出方法
6. 事業の経費の配分及び経費の使用方法

(記載上等の注意)

1. 上記2から6までについては別表を設け取り扱ってもよいが、その際の様式等は国土交通省に定めるところに準じたものとする。
2. 位置図(都市計画図25,000分の1程度に施行地区の位置を表示する。)設計図(地区の計画内容及び事業の進捗が判明するよう設計図に表示する。)

設計書一式

様式第2号

千葉市指令 第 号

千葉市 土地区画整理組合
理事長 様

交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった土地区画整理事業交付金については、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長 印

記

1. 交付金の交付決定額 円
2. 交付金交付予定時期 年 月 日
3. 交付条件
 - (1) 交付金事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 交付金事業が完了した場合において、機械器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、市長の承認を得て当該交付金事業の完了後、これと同種の他の事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に第2条に規定する交付率を乗じて得た金額を返還すること。
 - (5) その他市長が必要と認める事項。

様式第3号

年 月 日

年度 交付金による事業変更承認申請書

(宛先) 千葉市長

千葉市 区 町 番地
千葉市 土地区画整理組合
理事長 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号をもって
交付金の交付決定の通知を受けた 年度 交付金による
事業について下記のとおり変更したいので、組合等土地区画整理事業交付
金交付要綱第8条の規定により承認を申請します。

記

1. 事業の名称
2. 変更内容
3. 変更理由
4. 関係書類及び図書

(記載上等の注意)

1. 経費の配分の変更についての変更申請する場合は、別途に内訳書を作成し本申請書に添付すること。また、その内訳書の金額欄は、上段に既交付決定額を括弧書で、今回変更申請額を下段に記載すること。
2. 事業内容を変更することに伴い、金額の移動がある場合の変更申請は、交付申請で添付した書類及び図面の変更に係る部分のみ添付すること。

様式第4号

年 月 日

年度 交付金の中止（廃止）承認申請書

（宛先）千葉市長

千葉市 区 町 番地
千葉市 土地区画整理組合
理事長 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号をもって
交付金の交付決定の通知を受けた 年度 交付金による
事業については、今般下記により事業の中止（廃止）をしたいので、組合
等土地区画整備事業交付金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え
て承認を申請します。

記

1. 事業の名称
2. 廃止（中止）を必要とする理由
3. 廃止（中止）に係る事業の内容及び金額（別表）
 - (1) 交付決定額
 - (2) 廃止申請額
 - (3) 差引額
4. 工程表
5. 添付書類 交付金交付申請書，交付決定通知書の写し等

（記載上等の注意）

1. 中止の場合は、3の（1）、（2）、（3）及び4は必要ない。
2. 3の別表については、国土交通省の様式に準じたものとする。

様式第5号

年 月 日

年度 交付金による事業完了予定期日変更申請書

(宛先) 千葉市長

千葉市 区 町 番地
千葉市 土地区画整理組合
理事長 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号をもって
交付金の交付決定の通知を受けた 年度 交付金による
事業については、同通知に付された完了期日には下記理由により完了が困
難となったので、組合等土地区画整理事業交付金交付要綱第8条第2項の
規定により申請します。

記

1. 事業の名称
2. 交付決定通知に付された事業の完了期日
3. 変更すべき事業の完了予定期日
4. 変更の事由
5. 事業の実施状況等
6. 工事工程表
7. その他繰越しを判断する資料

(記載上等の注意)

1. 事業の実施状況表については、様式第5号別表参照

様式第6号

年 月 日

状況報告書

(宛先) 千葉市長

千葉市 区 町 番地
千葉市 土地区画整理組合
理事長 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号をもって
交付金の交付決定の通知を受けた 年度 交付金による
事業の 月末までにおける遂行状況について千葉市補助金等交付規則
第10条の規定により、別表のとおり報告します。

(記載上等の注意)

1. 本状況報告書のほかに、様式第8号別表の進捗状況調書を添えて提出する。ただし、住宅局所管事業については、国土交通省の定める様式に準じて作成する。

(別表)

箇所名	事業費	契約済事業費	契約年月日	契約工期	当初の完了期日までの予定出来高	備考

様式第7号

年 月 日

実 績
年度終了実績報告書

(宛先) 千葉市長

千葉市 区 町 番地
千葉市 土地区画整理組合
理事長 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号をもって
交付金の交付決定の通知を受けた 年度 交付金による
事業が完了したので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、関係
図書を添えて報告します。

(記載上等の注意)

1. 本報告書に添付する関係図書については、国土交通省の定める添付図書に
準じたものとする。

様式第8号

千葉市達 第 号

交付金額確定通知書

千葉市 土地区画整理組合
理事長 様

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付金の交付決定のあった土地区画整理事業交付金実績報告書により、 年度土地区画整理事業交付金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- | | |
|---------------|---|
| 1. 交付金交付決定額 | 円 |
| 2. 交付事業の経費精算額 | 円 |
| 3. 補助率 | |
| 4. 交付金の確定額 | 円 |
| 5. その他記載事項 | |

様式第9号

年 月 日

年度 交付金交付請求書

(宛先) 千葉市長

千葉市 区 町 番地
千葉市 土地区画整理組合
理事長 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市達 第 号をもって交付金額の確定通知を受けた 交付金による事業の 交付金を千葉市補助金等交付規則第16条の規定により、次のとおり請求します。

(単位:千円)

箇所名	交付決定済額	受入済額	今回精算受入額	摘要

様式第10号

年 月 日

年度 交付金概算払請求書

(宛先) 千葉市長

千葉市 区 町 番地
千葉市 土地区画整理組合
理事長 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号をもって交付金の交付決定通知を受けた 交付金による事業の 交付金を千葉市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり請求(概算)いたします。

(単位:千円)

箇所名	交付決定額	受入済額	今回受入額	受入残額	摘要

(記載上等の注意)

1. 概算払を請求する際には、本請求書のほかに別表の進捗状況調書を添付する。

様式第 1 1 号

千葉市達 第 号

交付金交付決定取消書

千葉市 土地区画整理組合
理事長 様

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した土地区画整理事業交付金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 交付金の交付決定額 | 円 |
| 2. 取消額 | 円 |
| 3. 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4. 取消の理由 | |

交付金返還命令書

千葉市 土地区画整理組合
理事長 様

千葉市補助金等交付規則第 18 条の規定により次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長 印

記

- | | | | | |
|--------------|---|---|-----|---|
| 1. 交付金の交付決定額 | | | | 円 |
| 2. 交付金の既交付額 | 年 | 月 | 日交付 | 円 |
| | 年 | 月 | 日交付 | 円 |
| | | | 計 | 円 |
| 3. 交付金の交付確定額 | | | | 円 |
| 4. 返還すべき金額 | | | | 円 |
| 5. 返還期限 | 年 | 月 | 日まで | |
| 6. 返還を命ずる理由 | | | | |
| 7. 返還方法 | | | | |